



団体の概要

概要及び設立時期

日本酒造組合中央会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、昭和28年に設立。

目的

会員同士の緊密な連絡による親和と、相互の協調する精神に基づき、酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安定と健全な進歩、発展のために必要な事業を行い、自主的、かつ、自由公正な事業活動の振興を期すると共に、酒税の保全に協力し、共同の利益の増進を図る。

代表者

会長 大倉 治彦

会員

各都道府県 酒造組合・酒造組合連合会 47会員※

各都道府県 酒造組合・酒造組合連合会には、各都道府県内の日本酒、本格焼酎・泡盛、本みりんの製造業者が所属。

※令和7年3月31日時点

主な取組

海外における販路開拓活動

- 傘下の事業者を取りまとめて、ProWein（ドイツ・世界最大級のワイン・アルコール飲料の専門見本市）等に出展。
- ProWeinの開催時期に合わせて、現地レストランやワインショップでの取扱いを広げるPRイベントを実施。



ProWein（ドイツ・デュッセルドルフ）への出展



ドイツでの事業者向けPR



■ 主な取組（続き）

業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等

- ・ 米国ニューヨーク州、カリフォルニア州の飲食店においてビールやワイン等と同様の免許で本格焼酎・泡盛を販売できるよう規制緩和に向けた活動を実施し、実際に規制が緩和。
- ・ 國酒の文化的な価値や魅力の発信につながる、国際空港國酒キャンペーン等を実施し、訪日外国人旅行者を対象として、各事業者自らが日本酒、本格焼酎・泡盛をPR。
- ・ 市場情報の収集、情報発信、事業サポートを行う海外サポートデスクを設置。

※ 米国、カナダ、英国、フランス、スペイン、イタリア、中国、香港、台湾、シンガポール



国際空港におけるPR

海外におけるジャパンプランドの確立

- ・ 上記取組により米国ニューヨーク州及び、カリフォルニア州において州法が改正され、飲食店においてビールやワイン等と同様の免許で本格焼酎・泡盛を販売できるようになったことから、レストランやバーでの認知度向上のための試飲会やPRを実施。



焼酎や泡盛の認知向上のため、セミナーの開催や試飲会等を実施

(参考)「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録

○ 令和3年12月「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録

※ 保持団体：日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会
(会長 小西 新右衛門（日本酒造組合中央会副会長）)

○ 令和6年12月「伝統的酒造り」についてユネスコ政府間委員会において無形文化遺産代表一覧表への「記載」（登録）が決定

